

給付規程

公益社団法人 福岡県診療放射線技師会 紿付規程

制 定：平成 31 年 4 月 1 日

改 定：令和 5 年 6 月 17 日

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、相互扶助の精神に則り公益社団法人福岡県診療放射線技師会（以下「本会」という）が行う給付に関する必要事項を定め、適正に運用することを目的とする。

第2章 紿 付

(給付の種類)

第2条 紿付の種類は、弔慰金、見舞金、餞別金、結婚祝金、記念品料とし給付金額は別表による。

(給付の資格)

第3条 本会会費を完納した会員は、次の各号に掲げる給付を受けることができる。

- 弔慰金については前年度会費完納で給付することができる。また、会員逝去時には献花等を行うものとする。
- 病気見舞金は、引続き 3 ヶ月以上療養の場合、以後 1 年以上の療養の場合は 1 年毎に給付する。
- 障害療養見舞金は、医師の診断書により放射線障害と認定された療養の場合。ただし、長期療養の場合は前項に準ずる。
- 災害見舞金は、その程度により理事会の決議を得て増額することができる。
- 餞別金は、本会会員として引き続き 10 年以上経過し、本会を退会または転出する場合のみとする。ただし、初回転入はその転入日より在籍期間を起算するが、再転入は過去の在籍期間を累積しない。
- 紿付申請の受付は、その事象発生日より 1 年以内とする。

(給付の手続き)

第4条 紿付を受ける事態が発生した場合、該当者は、速やかに会長に別紙給付金申請書を提出しなければならない。ただし、死亡の場合は隣接会員が直ちに理事に連絡しなければならない。

2 前項における給付金申請書の提出方法は、次の各号に掲げる方法のいずれかとする。

- 福岡県診療放射線技師会の H P に設ける専用フォームに入力・送信する
- 印刷・記入した給付金申請書を福岡県診療放射線技師会事務局へ郵送する

- 印刷・記入した給付金申請書を福岡県診療放射線技師会事務局へFAX送信する
- 印刷・記入した給付金申請書を福岡県診療放射線技師会事務局へ持参する
- その他、理事会で承認された方法

第3章 雜 則

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会において決定する。

(規程の改廃)

第6条 本規程の改廃は、理事会の議決によって行う。

附 則

この規程は平成31年4月1日より施行する。

給付規程別表(1)

給付金基準表

	死亡弔慰金	障害療養見舞金	病気見舞金	災害見舞金	餞別金	結婚祝金
	10,000円	5,000円	5,000円	5,000円	—	5,000円
10年以上	〃	〃	〃	〃	5,000円	〃

- (1)弔慰金については前年度会費完納で給付することができる。また、会員逝去時には献花等を行うものとする。
- (2)病気見舞金は、引続き3ヶ月以上療養の場合、以後1年以上の療養の場合は1年毎に給付する。
- (3)障害療養見舞金は、医師の診断書により放射線障害と認定された療養の場合。ただし、長期療養の場合は前項に準ずる。
- (4)災害見舞金は、その程度により理事会の決議を得て増額することができる。
- (5)餞別金は、本会会員として引き続き10年以上経過し、本会を退会または転出する場合のみとする。ただし、初回転入はその転入日より在籍期間を起算するが、再転入は過去の在籍期間を累積しない。
- (6)給付申請の受付は、その事象発生日より1年以内とする。

給付規程別表(2)

記念品給付基準表

給付対象	記念品料
県知事永年勤続表彰（技師会推薦）	5,000円相当品
叙勲	20,000円相当品
その他の表彰（永年勤続表彰を除く）	10,000円相当品